

財団法人母子衛生研究会 平成23年度 事業計画

わが国の母子保健は、依然として少子化の進行、母親の育児不安、児童虐待、母子保健医療体制など、様々な難問に直面している。

母子衛生研究会は民間の母子保健公益事業団体としてこうした課題に取り組むため、国や地方公共団体の推進する施策やサービスと密接な連携をとりながら、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けた支援を行うため、関係団体と連携をとりながらきめ細かい母子保健普及啓発活動を全国展開している。

当会と財団法人家庭保健生活指導センター、財団法人日本母子衛生助成会、社団法人母子用品指導協会の3法人は、昨年11月に厚生労働省の認可を受け、平成23年4月1日に合併することとしており、現在その手続を進めている。合併後はこれまで3法人が行ってきた事業を当会が承継し一体的に実施することでわが国の母子保健のさらなる発展向上に努める。

なお、新公益法人制度への移行については、合併法人最初の決算終了後の平成24年度から申請手続きを開始すべく準備を進めている。

平成23年度の事業内容

I 一般会計事業

1. 母子保健に関する普及啓発事業

1) 広報啓発普及

妊産婦およびその家族に対して妊娠・出産・育児に関する基本知識の啓発普及を行うため、母子保健啓発教材・教具を作成し、地方自治体、医療機関等を通じ対象者に無償配布するほか、指導者・支援者に対する母子保健情報の提供を行う。

①妊婦対象

- ・母子健康手帳の副読本として冊子「赤ちゃん&子育てインフォ」を市町村の妊娠届出窓口等から配布する。また、本文内容をホームページに掲載し、広

く子育て支援情報の提供を行う。

- ・厚生労働省が国民運動として提唱している「健やか親子21」で定めたマタニティマーク普及のための教具（マタニティチェーンホルダー）を、市町村の母子健康手帳交付窓口を通じ配布する。
- ・その他、妊娠中のからだの変化、体重管理、食生活、健康管理等に関する啓発普及および指導用資料を市町村等を通じて配布する。

②産婦対象

- ・産婦および乳幼児の健康、栄養、生活管理、または育児不安の軽減等に関する啓発普及教材等を市町村、医療機関、母子保健相談室等を通じて配布する。

③父親・家族対象

- ・父親及び家族向けに乳幼児の生理、発育、発達、育児、乳幼児の事故防止等に関する啓発普及教材を市町村等を通じて配布する。

④指導者・専門職種対象

- ・機関紙「母子保健」の発行

全国の指導者に対し母子保健、家庭保健に関する最新情報の提供を行うため、都道府県、政令市、市町村保健センター、保健所、大学病院産婦人科・小児科、看護学校等に配布する。また、その他の関係者、関係機関にも広く広報するため本紙バックナンバーをホームページに掲載する。

2) 地域における啓発普及

本部（東京）及び地方事務局（北海道、大阪）を拠点として、妊娠・出産・育児に関する無料の一般向け教室、指導者向け研修会、セミナー等を開催し、母子保健の啓発普及を図る。

①妊婦等対象

- ・妊婦およびその夫などを対象に、栄養・生活・健康管理、育児体験、共働き等、妊娠・出産・育児の基礎知識に関する教室を開催する。地方自治体からの委託事業も含め北海道、関東圏、近畿圏で実施する。

②母親、父親対象

- ・乳児を持つ母親や父親を対象に、育児の基礎知識に関する育児講座、両親学級・セミナー等を開催する。地方自治体からの委託事業も含め北海道、東京、大阪で実施する。

③指導者・専門職対象

- ・保健師、助産師、栄養士、保育士等の母子保健関係専門職・支援者を対象に、母子保健に関する最新の情報提供を目的に研修会・セミナーを開催する。

3) インターネットによる普及啓発

ホームページ「赤ちゃん&子育てインフォ」を通じて、当会が実施する教室・研修会・セミナー情報、「インターネット相談室」、「あなたの街の母子保健相談室」、厚生労働省トピックスの他、母子健康手帳副読本「赤ちゃん&子育てインフォ」との連動を図った、妊娠・出産・育児に関する総合的な情報提供を行う。

4) 電話情報提供による啓発普及事業（受託事業）

地方自治体からの委託により、妊娠・出産・育児および思春期に関する電話情報提供事業を行う。

- ・妊娠・子育て『ワクワク子育てベビーダイヤル』
- ・安全教育『乳幼児の事故防止と応急手当』
- ・性教育『思春期ホットライン—性の悩み』

2. 母子保健に係る相談・指導事業

1) 母子保健に関する無料相談

子育て家庭の保健・福祉の向上に寄与すべく、妊婦及び乳幼児をもつ母親を対象に母親や子どもの心身の健康の保持・増進のみならず、子育てを巡るさまざまな悩みや不安の軽減・解消のための相談窓口として、全国の母子保健相談室（約200か所）において保健師又は助産師による母子保健相談を相談料無料で実施する。

2) 母子保健相談員の研修等

母子保健、子育て支援に対する幅広い指導と支援を行うために、母子保健相談室の相談員の資質の向上に努めることとし、北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸近畿中四国、九州の地域ブロック別に研修会を実施するとともに、毎月の相談員への業務連絡において相談業務を行う上で役立つ相談事例を送付するなどして、相談員の教育訓練を図る。

3. 母子保健功労者の表彰顕彰事業

1) 表彰

本表彰顕彰事業は昭和54年の国際児童年を契機として創設され、平成23年度は第33回母子保健奨励賞として、全国各地で母子保健の発展向上に献身的な活動を続け、地方自治体の長から推薦された個人の中から受賞者15名を選考し功労を奨励顕彰する。

歴代受賞者は、受賞後も地域の母子保健のリーダーとしてさらに活躍するなど、わが国の母子保健普及向上の一翼を担っている。

2) 東宮御所参内

表彰式典の後、受賞者は東宮御所に於いて皇太子同妃殿下のご接見を賜り、お祝辞と激励のお言葉を賜る。

II 特別会計事業

(財) 日本宝くじ協会助成事業（無償配布事業）

平成23年度事業として、下記の通り助成申請を行った。

「母子保健及び子育て支援の普及啓発事業」

- ①少子化時代に対応した乳幼児の安全対策事業
「わが家の安心ガイドブック」 97万部
- ②少子化に対応した母子用品情報の整理と提供事業
「ママと赤ちゃんのための用品」 88万部
- ③女性の生涯にわたる健康づくりのための保健教材作成・配布事業
「女性のための健康ガイド」 86万部
- ④少子化対策・小児保健教育普及事業
「小児科受診ノート」 66万部